

税の申告が必要な人はお早めに

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

2月16日(水)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(火)までに申告してください。

2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

ニッケパークタウンの申告書作成会場、または播磨町役場で申告する場合は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示をお願いします。次の①～③のいずれかをお持ちください。

- ① マイナンバーカード。マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認ができます
- ② 個人番号通知カードと身元確認書類
- ③ マイナンバーの記載された住民票の写し(コピー) または住民票記載事項証明書と、身元確認書類

※身元確認書類とは、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうち

所得税

会社員など給与所得の人

《主な収入が給与収入の人》
会社員の給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。
会社員などの給与所得の人でも、次のような人は申告が必要です

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

事業所得や不動産所得がある人

《主な収入が給与収入以外の人》
次の各項目に該当する人は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる人
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある人
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した人

申告で税が還付される人

通常は確定申告の必要のない会社員など給与所得の人でも、次のような人は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 令和3年中に退職し、その後再就職
- ・ 本人確認書類
- ・ ボールペン
- ・ 電卓
- ・ 社会保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・ 給与・年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるもの(還付申告をする人)
- ・ 寄附金受領証明書など
- ※ふるさと納税の寄附金控除について

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をする人は必要ありません。

所得が少ない人については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険税(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。

- 町県民税・国民健康保険税 税務グループ ☎079 (435) 0358
- 介護保険料 保険年金グループ ☎079 (435) 2582
- 後期高齢者医療保険料 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

※町県民税・各種保険税(料)とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。

▼問合せ

は、確定申告をする人はワンストップ特例制度を利用できません。
確定申告の際には寄附金受領証明書を必ず添付してください。

町県民税(住民税)

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

①令和4年1月1日現在、町内に住所

- ・ があり、昨年中に所得があった人
- ② 会社員で、次のいずれかにあてはまる人
 - ・ 勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得がある人(所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)
 - ・ 令和3年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人
 - ・ 所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

播磨町での申告書作成と申告受付

▶場所 役場第2庁舎 3階 第2会議室
▶期間・時間 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く) 9:00～11:00、13:00～16:00
※受付時間内に受付を終えた人のみ、申告書作成を行います。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止により、混雑状況によっては、入場制限を行う場合がございます。あらかじめご了承ください。

▶申告受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告の作成と申告の受付

※次の申告については、ニッケパークタウンの申告書作成会場をご利用ください。

譲渡所得(不動産の売買及び株式等の売買による所得)など分離課税に係る所得、事業所得(1年目)、住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅耐震改修特別控除、雑損控除、青色申告、準確定申告(納税者が亡くなったときの確定申告)、損失申告、令和2年分以前の申告

▶申告に際しての注意事項 事業などで収支計算が必要な場合は、必ず収支内訳書を完成させてください(役場では、収支内容についての指導は行っていません)

感染リスク低減のためのおお願い

毎年、申告書作成会場が大変込み合っております。ご自身で申告書作成が可能な人は、スマートフォンやパソコンから申告書を作成・送信できるe-Taxのご利用をぜひご検討ください。

また、スマートフォンを用いたe-Taxによる申告がより便利になっております。詳しくは広報1月号をご覧ください。

申告書作成会場に来場する場合は、次のことにご注意ください。

- ・ 発熱など新型コロナウイルスの症状が疑われる場合は、来場をご遠慮ください
- ・ マスクの着用を必ずお願いします
- ・ 入退室される際は、会場入口に設置する消毒液をお使いください
- ・ 筆記用具、電卓を持参してください
- ・ 短時間の滞在で済むように、医療費控除の明細書や収支内訳書は、来場前に作成してください

上場株式等の所得の申告

上場株式等の所得に関して課税方式を選択いただけます。上場株式等の配当所得及び譲渡所得(源泉徴収を選択した特定口座分)については、所得税及び住民税があらかじめ源泉徴収されるため、申告をしないで源泉徴収だけで済ませる申告不要制度を選択できます。

また、各種所得控除・税額控除の適用や譲渡損失の損益通算及び繰越控除等を行うために、総合課税または、申告分離課税を選択して申告することも可能です。

なお、確定申告とは別に町県民税・県民税の申告をすることにより、所得税と異なる課税方式をとることができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合には、町県民税・県民税申告書に必要な事項を記入し、納税通知書が送達される日までに提出してください。ただし、総合課税または、申告分離課税を選択して申告された場合は、合計所得金額に含まれ、扶養控除の適用可否を決める所得金額に反映されます。また、国民健康保険税などの算定基準に影響する場合があります。